

自動車運転者の労働時間等に関する説明会を実施しました！

～日立労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和5年6月6日



▲「説明会」開催に先立ち、開会のあいさつをする
日立労働基準監督署 狩野署長

▲「労働施策総合推進法」及び「改正育児・介護休業法」
について説明する雇用環境・均等室 職員

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、道路貨物運送業については、令和6年4月から、時間外労働の上限規制（特別条項により年960時間）と、改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が適用されますが、この適用開始まで1年を切りました。

それを受けて、このたび日立労働基準監督署では道路貨物運送業を対象とした説明会を実施しました。

日立労働基準監督署から「トラック運転手の労働時間改善に関する相談窓口の案内」と「長時間の荷待ちを発生させている荷主等の情報提供の呼びかけ」、雇用環境・均等室担当者からは「労働施策総合推進法及び改正育児・介護休業法」の説明をしました。

さらに、働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）より、「時間外労働の上限規制」「同一労働同一賃金」について説明するとともに、当センターの積極的な活用を勧奨しました。

日立労働基準監督署、雇用環境・均等室では引き続き連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 改正労働基準法等の改正内容、労働時間に関する法制度について
日立労働基準監督署 電話：0294-22-5187
- 労働施策総合推進法及び改正・育児介護休業法について
雇用環境・均等室 電話：029-277-8295
- 中小企業・小規模事業者等による働き方改革推進支援事業について
茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）
～個別企業訪問、セミナー講師、常駐相談等すべて無料です！～

電話：0120-971-728